

はじめに

尾張北部医療圏保健医療計画は、平成4年8月に策定、公示され、5年ごとに保健医療計画の見直しを行い、着実に計画の実現に努めているところです。

平成9年及び平成12年には医療法改正が、また平成12年4月からは介護保険法が施行され、介護保険制度の実施に対応しつつ、地域に必要な医療を確保し、良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制を確立することが必要とされております。

平成18年6月には「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の公布により医療法の一部が改正され、これに基づき当医療圏でも平成20年3月には4疾病及び4事業を中心とした内容の見直しを行いました。

平成23年3月には、各医療圏の基準病床数を見直した愛知県の地域保健医療計画を基本に見直しを行いました。

その後、国において医療計画の見直しが検討され、これまでの4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に新たに精神疾患を加えた5疾病とすることや、平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、平成24年3月、「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」が改正されました。この国の改正に基づき、愛知県においても平成24年度に愛知県地域保健医療計画の見直しを行いました。今回の尾張北部医療圏保健医療計画は、この新たな県計画を基本に地域の実情を踏まえて見直しを行い、平成26年4月から平成30年3月までの4年間の保健医療計画を策定したものです。

今回の改正の主な内容は、精神疾患及び在宅医療についてそれぞれの医療連携体制に求められる機能の明示や「災害医療のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた災害時の医療体制の見直し等となっています。

この計画の着実な推進が、当医療圏域の保健・医療・福祉の向上に大きな役割を果たすことになると考えます。